

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークす
- 本試験分析セミナー**
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、多肢択一式答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。解答欄への記入は、必ず黒いボールペンで行ってください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効となります。また、解答欄に記入する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、鉛筆(HB)を使用してください。鉛筆を使用していない解答及び
- 2017年度本試験分析**
- 2018年度本試験攻略法**
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。万年筆又はボールペン(いずれも黒色のインクに限る、インクが滲せるものを除き)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校 姫野寛之
なんば校 中山慶一

TAC

247-8900-1007-13

司法書士試験の水準については、平成 14 年改正法により憲法に関する知識が対象とされたことのほかは、基本的に変わらない。

小林昭彦・河合芳光著「注釈 司法書士法」128 頁)

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2017 年度本試験分析&2018 年度本試験攻略法」をテーマとして、平成 29 年度司法書士試験の分析と平成 30 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90 点(30 問)	72 点(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

[参考]

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29							

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近4回の司法書士試験の合格点等の分析

	分析事項	H25	H26	H27	H28	H29
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	7.9% (9.6%)	8.2% (10%)	10% (12%)	11% (13%)	
②	筆記試験の合格率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	2.8% (3.5%)	3.1% (3.7%)	3.2% (3.9%)	3.2% (3.9%)	
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1,025 人	968 人	1,040 人	1,130 人	
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	491 人	
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	65 人	

2 平成 29 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27
形式	組合せ	1	3	3	20	16	18	3	3	3	6	6	9	30	28	33
	単純正誤	1	0	0	0	4	0	0	0	0	3	1	0	4	5	0
	個数	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	1	2	2
内容	知識	3	2	3	20	20	20	3	3	3	9	9	9	35	34	35
	推論	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
特殊	計算	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
	判例趣旨	2	2	2	14	16	14	3	3	3	1	0	2	20	21	21
	対話	0	0	0	0	2	3	0	0	0	2	3	2	2	5	5

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27	H29	H28	H27
形式	組合せ	7	6	6	4	4	4	15	15	14	8	8	5	34	33	29
	単純正誤	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	3
	個数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	3
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2	2
	登記記録	-	-	-	-	-	-	0	3	0	0	0	1	0	3	1
	判例趣旨	1	5	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	3	6	3
	対話	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
午 前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2
	合 計	13	16	9	21	11	21
午 後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1
	合 計	16	16	18	22	15	20

3 科目ごとの出題実績、出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3					

※ 第1問は、ア～オではなく、①～③である。

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

H26・H27 とは異なり、設問レベルの推論問題が出題された。

b 判例を題材とする問題

H29-1 (職業選択の自由), H29-2 (財政)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の前提事項	H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件: 検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件: 個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件: 財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件: 政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件: 「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件: 「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性判断基準	H29-1 (公衆浴場法距離制限事件, 酒類販売免許制事件), H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法)

cf. H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

H29-1 (職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法),

cf. H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

④ 特別検討事項 (設問レベルの推論問題)

H29-2-㏍	予算の法的性質を法律それ自体と解する見解の根拠としては、予算が政府のみを拘束することや、予算が会計年度ごとに成立することを指摘することができる。 [×]
H29-3-㏎	憲法と条約の関係についての憲法優位説を採ると、条約は裁判所の違憲審査の対象とならないという見解を採ることはできない。 [×]
H29-3-㏏	条約が裁判所の違憲審査の対象となるという見解を採った場合、条約について違憲判決がされたときは、条約の国内法としての効力のみならず国際法としての効力も失われる。 [×]

[過去の設問レベルの推論問題]

H13-23-7	<p>中止未遂の要件である「自己の意思により」について、行為者本人が犯罪の完成を妨げる認識を有していたか否かを基準とする見解は、中止未遂の根拠について責任が減少すると解する立場と結び付きやすいが、違法性が減少すると解する立場からも、この見解を採ることは可能である。</p>
H13-24-エ	<p>正当防衛の要件として防衛の意思の存在を要しないとの考え方からすると、AがBを殺そうとしてけん銃を発射し、一方Bもたまたま、コート内に隠し持っていたけん銃を発射してAを殺そうとしていたところであったが、Aの弾丸が一瞬早く命中してBを殺害した場合、正当防衛が成立し得る。</p>
H13-24-オ	<p>正当防衛の要件として防衛の意思の存在を要するとの考え方からすると、攻撃の意思が併存していても防衛の意思を認めることはできるが、防衛に名を借りて積極的な加害行為に出た場合は、防衛の意思を欠くことになるので、過剰防衛として刑が減輕され、又は免除されることはない。</p>
H12-23-5	<p>過失犯の構造に関し、結果を認識し、又は予見しなかった心理状態に過失の実体があると解すると、過失犯の共同正犯は肯定しやすいが、過失犯の客観的な行為態様そのものに着目する見解に立つと、過失犯の共同正犯は否定しやすい。</p>

(2) 民法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H23-4-オ (未成年者の親権者)	後見:H2-14-ウ (未成年者) 保佐:S63-3-3	H9-1-4	H9-1-3	H25-4-イ
	5	H23-5	H20-5		婚姻:H17-4-ア	H17-4-オ
	6	H15-7-イ	H24-6-ウ	H19-19-オ		H20-7-エ
	7	H24-8-2	H14-8-イ	H1-17-2		H24-9-ア
	8		詐欺:H27-7-イ		H28-18-エ	H24-8-4
	9	H23-9-イ			H23-9-オ	
	10	S58-10-4	H18-13-オ	H11-12-オ	S62-7-3	
	11	H14-10-エ	留置権:S58-9-5 動産質:H14-8-ウ		H19-13-ウ	
	12	H22-13-オ	S60-9-2	H14-9-ア・ウ	H9-17-2	H22-13-ア・イ・ウ・エ
	13	H23-14-イ	S58-8-4			H1-11-エ
	14	H16-pm20-ア	H25-15-エ	H1-pm17-4		S61-12-5
	15		H19-13-エ	H27-15-ア	H24-15-イ	H23-15-ア
	16		H19-17-イ	H23-17-イ	H7-8-ア	
	17	H8-6-3		H22-16-エ	S60-4-1	H27-18-イ
	18			H28-12-オ		H17-11-エ
	19					
	20		H23-20-ア	H11-20-ア	H26-20-ウ	H1-20-5
	21			H22-21-オ	H14-20-エ	H14-20-ア
	22	遺贈:H5-20-3	遺贈:H5-20-1 相続:H24-pm36	遺贈:H6-18-イ 相続:H28-22-1	遺贈:H25-22-エ	
	23	H25-23-イ	H25-23-ウ	H2-21-5	H16-22-3	

※ 第4問, 第10問, 第20問及び第22問は, ア～オではなく, 1～5である。

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転質の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

b 判例趣旨問題の出題

H29-6-1	<p>Aは、Bに対し、返還の時期を平成18年11月1日として、金銭を貸し付けた。Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。平成27年6月1日、Bは死亡し、CがBを単独相続した。Cは、平成28年6月1日、主たる債務を相続したことを知りつつ、保証債務の履行として、その一部の弁済をした。この場合、Cは、同年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。 [×] (最判平25.9.13)</p>
H29-8-7	<p>A所有の甲土地について、Bの取得時効が完成した後その旨の所有権の移転の登記がされる前に、CがAから抵当権の設定を受けてその旨の抵当権の設定の登記がされた場合には、Bが当該抵当権の設定の登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときであっても、Cの抵当権が消滅することはない。 [×] (最判平24.3.16)</p>
H29-15-7	<p>甲の乙に対する金銭債務を担保するために、甲が丙に対して有する既発生債権及び将来債権を一括して乙に譲渡し、乙が丙に対し担保権の実行として取立ての通知をするまでは丙に対する債権の取立権限を甲に付与する内容の債権譲渡契約について、乙がその債権譲渡を第三者に対抗するためには、指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる。 [○] (最判平13.11.22)</p>

H29-18-7	<p>居住用の家屋の賃貸借において、敷金の名目で交付された金銭のうち一定額を賃貸借契約の終了時に返還しない旨の特約は、返還しない部分がいわゆる礼金に当たることが明確に合意されていても、災害により家屋が滅失して賃貸借契約が終了した場合については適用することができない。</p> <p>[×] (最判平 10.9.3)</p>
H29-19-イ	<p>悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しても損失者になお損害がある場合には、不法行為の要件を充足していないときであっても、その賠償の責任を負う。</p> <p>[×] (最判平 21.11.9)</p>
H29-19-エ	<p>法律上の原因なく代替性のある物を利得した受益者は、その利得した物を第三者に売却処分して現実に引き渡した場合において、その売却後にその物の価格が高騰したときは、売却代金額ではなく事実審の口頭弁論終結時の時価相当額を不当利得として返還する義務を負う。</p> <p>[×] (最判平 19.3.8)</p>
H29-22-エ	<p>Aがその子BにA所有の甲土地を遺贈する旨の遺言をした場合（以下では、この遺言を「遺言①」という。）と、Cがその子Dに遺産分割方法の指定としてC所有の乙土地を取得させる旨の遺言をした場合（以下では、この遺言を「遺言②」という。）との異同に関する…。</p> <p>BがAよりも先に死亡した場合には、遺言①による遺贈はその効力を生じないが、DがCよりも先に死亡した場合において、Dに子がいるときは、その子が乙土地の所有権を取得する。</p> <p>[×] (最判平 23.2.22)</p>
H29-23-オ	<p>【事例】 省略</p> <p>Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分減殺請求権を行使することができない。</p> <p>[×] (最判平 24.1.26)</p>

[平成 28 年度における未出の判例の出題（一部）]

H28-6-エ	<p>明示的一部請求の訴えの提起と残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断（最判平 25.6.6）</p>
H28-8-オ	<p>盗品の占有者がその返還後にした民法 194 条に基づく代価弁償請求が肯定される場合（最判平 12.6.27）</p>
H28-11-エ	<p>請負工事に用いられた動産の売主が請負代金債権に対して動産売買の先取特権に基づく物上代位権を行使することの可否（最決平 10.12.18）</p>

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
5	4	5	7	1	1	3	3	2	0

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項及び改正予定事項の出題

H29-16 (債務不履行), H29-17 (債権者代位権), H29-18 (敷金)

cf. H28-16 (債務の不履行による損害賠償), H28-17 (連帯債務と連帯保証), H28-18 (賃貸借)

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額
H15-18	連帯債務：債務額
H15-24	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等
H20-16	共同抵当：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額
H24-14	共同抵当：配当額
H24-23	相続分
H25-16	連帯債務：債務額
H25-22	相続分
H28-14	共同抵当
H29-12	抵当権の処分：配当額
H29-23	遺留分：遺留分額等

③ 対策

a 正確な知識 (複雑な事例問題, 単純正誤問題及び個数問題への対処)

b 過去問演習と分析

[筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）]

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

c 既出及び未出の判例の理解と暗記

後掲＜民法の重要判例（平成 25 年 1 月～平成 29 年 4 月）＞参照

④ 特別検討事項

a 複雑な事例問題

【H29-6】

Aは、Bに対し、返還の時期を平成18年11月1日として、金銭を貸し付けた。この消費貸借契約に基づくAの貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該消費貸借契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

ア Bは、平成28年12月1日、本件貸金債権の時効完成の事実を知らないで、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Bは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

イ Aは、本件貸金債権を担保するため、C所有の土地に抵当権の設定を受けた。Bは、平成27年6月1日、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Cは、平成28年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

ウ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。Bは、平成28年12月1日、Aに対し、本件貸金債権の消滅時効の利益を放棄する旨の意思表示をした。この場合、Cは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

エ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。平成27年6月1日、Bは死亡し、CがBを単独相続した。Cは、平成28年6月1日、主たる債務を相続したことを知りつつ、保証債務の履行として、その一部の弁済をした。この場合、Cは、同年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

オ Bは、平成27年6月1日、本件貸金債権に係る債務の一部の弁済をした。BとCは、同年7月1日、Aを害することを知らずながら、Bの唯一の財産である土地について贈与契約を締結し、Cへの所有権の移転の登記がされた。それを知ったAは、平成28年12月1日、当該贈与契約の取消しを求める詐害行為取消請求訴訟を提起した。この場合、Cは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 **イオ** 5 ウエ

[近年の時効に関する問題]

H28-6	<p>AとBとは、A所有の中古自動車（以下「本件自動車」という。）をBに対して代金150万円で売り、Bが代金のうち50万円を直ちに支払い、残代金をその2週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>ア Bは、引渡しを受けた本件自動車のエンジンが壊れていたため、Aに対し、瑕疵担保責任に基づいて損害賠償の請求をすることを考えている。この損害賠償請求権の消滅時効は、Bが本件自動車の引渡しを受けた時から進行する。</p> <p>イ Bは、約定の履行期が経過してもAが本件自動車の引渡しをしないため、売買契約に基づいて本件自動車の引渡しを請求することを考えている。この引渡請求権の消滅時効は、BがAに対して残代金に係る弁済の提供をした時から進行する。</p> <p>ウ Bは、残代金を支払わないうちに被保佐人となったが、保佐人の同意を得ないで残代金の支払債務の承認をした。この場合には、AのBに対する残代金の支払請求権について、時効中断の効力は生じない。</p> <p>エ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、Bが残代金の支払をしないため、Bに対し、残代金のうち60万円について、一部請求である旨を明示して、代金支払請求の訴えを提起した。この訴えの提起によっては、残代金のうち残部の40万円の支払請求権について、裁判上の催告としての時効中断の効力は生じない。</p> <p>オ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、代金は50万円であって支払済みである旨主張し始めたBから、債務不存在確認の訴えを提起された。この訴訟において、AがBに対する残代金の支払請求権の存在を主張して請求棄却の判決を求めた場合には、この支払請求権について、時効中断の効力が生ずる。</p> <p>1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

H26-6	<p>Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。</p> <p>ア Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げた。</p> <p>イ Aは、平成20年9月1日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成25年9月1日、当該成年後見人が死亡し、同年11月1日、新たな成年後見人が選任された。</p> <p>ウ Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>エ Aは、平成20年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、平成21年7月1日、その請求を認容する判決が確定した。</p> <p>オ Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

H25-6	<p>次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次のアからオまでの記述のうち、時効によって消滅したとするCの見解の根拠となるものとして適切でないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>【事例】</p> <p>Aは、平成11年7月1日、Bに対する500万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を被保全債権とし、B所有の不動産（以下「本件不動産」という。）に対する仮差押命令を得て、同月5日、仮差押えの登記をした。</p> <p>Aは、平成13年3月、Bに対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年6月1日、Aの請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。</p> <p>Bが平成24年1月に死亡した後、その唯一の相続人Cは、Aに対し、本件貸金債権は平成23年6月1日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、Aは、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。</p> <p>なお、本件不動産には、Aの仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。</p> <p>ア 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押えの登記がされ、当該仮差押命令が債務者に送達された時に終了すると解するのが相当である。</p> <p>イ 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の存在に関する公の証拠となるものではない。</p> <p>ウ 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。</p> <p>エ 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝訴判決が確定した場合には、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。</p> <p>オ 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。</p> <p>1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

b 不動産の物権変動

【H29-8】

不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲土地について、Bの取得時効が完成した後その旨の所有権の移転の登記がされる前に、CがAから抵当権の設定を受けてその旨の抵当権の設定の登記がされた場合には、Bが当該抵当権の設定の登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときであっても、Cの抵当権が消滅することはない。

イ Aがその所有する甲土地についてBとの間で締結した売買契約をBの強迫を理由に取り消した後、Bが甲土地をCに売り渡した場合において、AからBへの所有権の移転の登記が抹消されていないときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権の復帰を主張することはできない。

ウ AがBと通謀してA所有の甲土地をBに売り渡した旨仮装し、AからBへの所有権の移転の登記がされた後、AがBに対して真に甲土地を売り渡した場合であっても、その前にAがCに対しても甲土地を売り渡していたときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。

エ Aがその所有する甲土地をBに賃貸し、Bが甲土地上に登記されている建物を所有している場合において、Aが甲土地をCに売り渡したときは、Cは、甲土地の所有権の移転の登記を経由しなければ、Bに対し、賃貸人たる地位を主張することができない。

オ A所有の甲土地上にBがAの承諾を得ずに無権原で乙建物を建築し、乙建物について自らの意思に基づいてB名義の所有権の保存の登記をした場合には、その後Bが乙建物をCに売り渡したときであっても、引き続きBが乙建物の登記名義を保有する限り、Bは、Aに対し、建物を取去して土地を明け渡す義務を免れることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

【不動産の物権変動に関する問題の出題実績】

H14	全般	H22	解除
H15	—	H23	取消し
H16	全般(詐欺, 遺言)	H24	全般
H17	全般(取消し, 解除等)	H25	相続関係と登記
H18	取得時効	H26	取得時効
H19	二重譲渡	H27	取消し及び解除等
H20	全般(詐欺, 相続等)	H28	全般
H21	遺産分割	H29	全般

c 用益権

【H29-10】

地上権又は地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、別段の慣習の有無を考慮する必要はない。

ア 地上権の目的である土地とその隣地との境界線上に地上権設定後に設けられたブロック塀は、地上権者と隣地の所有者の共有であると推定される。

イ 地上権者が土地の所有者に対し定期に地代を支払わなければならない場合において、設定行為で存続期間を定めていないときは、当該地上権者は、その地上権を放棄することができない。

ウ 竹木の所有を目的とする地上権の地上権者が、その目的である土地に作業用具を保管するための小屋を建てた場合において、当該地上権が消滅したときは、当該地上権者は、その土地の所有者に対し、当該小屋を時価で買い取るよう請求することができる。

エ 地役権は、要役地と承役地が隣接していない場合には設定することができない。

オ 設定行為により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物の修繕をする義務を負担したときは、当該承役地の所有者は、いつでも、当該地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、その義務を免れることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

[用益権の出題実績]

H18	賃借権, 地上権	H24	地上権, 地役権
H19	—	H25	地上権, 賃借権
H20	地役権	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H21	(通行)地役権	H27	地役権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H28	地上権
H23	地役権	H29	地上権, 地役権

d 物上代位

【H29-18-ウ】 *H29-18：債権各論の敷金を題材とする問題

敷金が授受された建物の賃貸借契約に係る未払の賃料債権について、当該建物の抵当権者が物上代位権を行使して差し押さえた場合には、賃貸借契約が終了して当該建物が明け渡されたとしても、敷金は当該未払の賃料債権には充当されない。 [×] (最判平 14. 3. 28)

[物上代位の出題実績]

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H25-12	物上代位に関する未出判例

H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-ア	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H29-18-ウ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10. 3. 26）。

e 法定地上権

【H29-13】

法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 土地に抵当権が設定された当時、その土地の上に抵当権設定者の所有する建物が既に存在していた場合において、その建物について所有権の保存の登記がされていなかったときは、法定地上権は成立しない。

イ 同一の所有者に属する土地及びその土地の上に存在する建物が同時に抵当権の目的となった場合において、一般債権者の申立てによる強制競売がされた結果、土地と建物の所有者を異にするに至ったときは、法定地上権は成立しない。

ウ 法定地上権の地代は、当事者の請求により裁判所が定めなければならないものではなく、当事者間の合意で定めることもできる。

エ 建物の競売によって建物の所有権及び法定地上権を取得した者は、その建物の登記を備えていれば、その後その土地を譲り受けた者に対し、法定地上権の取得を対抗することができる。

オ 法定地上権の成立後にその土地上の建物が滅失した場合には、その建物の滅失と同時に法定地上権も消滅する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

[法定地上権の出題実績]

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13, H29-13

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9.6.5）。
- ② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分にて委託していたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6.12.20）。

f 譲渡担保

【H29-15】

非典型担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲の乙に対する金銭債務を担保するために、甲が丙に対して有する既発生債権及び将来債権を一括して乙に譲渡し、乙が丙に対し担保権の実行として取立ての通知をするまでは丙に対する債権の取立権限を甲に付与する内容の債権譲渡契約について、乙がその債権譲渡を第三者に対抗するためには、指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる。

イ 甲が、乙に対する手形金債権を担保するために、乙の丙に対する請負代金債権の弁済を乙に代わり受領することの委任を乙から受け、丙がその代理受領を承認した場合において、丙が乙に請負代金を支払ったために甲がその手形金債権の満足を受けられなかったときは、丙がその承認の際担保の事実を知っていたとしても、丙は、甲に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

ウ 甲が、その所有する動産を乙に対する譲渡担保の目的とした場合において、甲が乙の許諾を得てその動産を丙に売却したときは、乙は、その売却代金に対して物上代位権を行使することができない。

エ 土地の賃借人がその土地上に自ら所有する建物を譲渡担保の目的とした場合には、その譲渡担保の効力は、土地の賃借権に及ばない。

オ 構成部分の変動する集合動産について、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

[譲渡担保の出題実績]

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行，集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保
H29-15	非典型担保（ただし，イ：代理受領）

関連判例

- ① 不動産を目的とする譲渡担保において，被担保債権の弁済期前に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は，少なくとも，設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは，設定者は，第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる（最判平 18. 10. 20）。
cf 弁済期後の差押え：H26-15-ア
- ② 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保の設定者がその目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合，当該処分は上記権限に基づかないものである以上，譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められる場合でない限り，当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない（最判平 18. 7. 20）。
cf 通常の営業の範囲内の処分：H23-15-エ
cf 後順位譲渡担保権者による私的実行：H24-15-エ，H19-12-イ
- ③ 買戻特約付売買契約の形式が採られていても，目的不動産の占有の移転を伴わない契約は，特段の事情のない限り，債権担保の目的で締結されたものと推認され，その性質は譲渡担保契約である（最判平 18. 2. 7）。

g 親子関係

無

[親子関係に関する最新判例]

保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない（最判平 18. 9. 4）。

女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない（最決平 19. 3. 23）。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25. 12. 10）。

認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26. 1. 14）。

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17）。

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17）。

h 後見関係

【H29-21】

未成年後見に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 未成年者Aの親権者であるBが死亡したことにより、Aに対して親権を行う者がなくなったときは、家庭裁判所は、親族その他の利害関係人の請求により、後見開始の審判をすることができる。

イ 未成年者Aの親権者であるBが管理権を喪失したことを理由に未成年後見人Cが選任された場合には、Cは、財産に関する権限のみを有する。

ウ 未成年者Aについて未成年後見が開始された場合には、家庭裁判所は、未成年後見人を複数選任することはできない。

エ 未成年者Aに嫡出でない子B（2歳）がおり、AがBの親権者である場合において、Aについて未成年後見が開始され、CがAの未成年後見人に選任されたときは、Cは、Aに代わって、Bに対する親権を行う。

オ 夫婦であるAB間に未成年の子Cがいる場合において、Aが親権を喪失したときは、Bは、遺言で、Cの未成年後見人を指定することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

〔後見の出題実績〕

H12-22（親権又は未成年者の後見）、H14-20（未成年後見人と成年後見人）、H22-21（未成年後見及び成年後見）、H27-21（成年後見）、H28-21-ウ、H29-21（未成年後見）

[未成年後見と成年後見の異同]

	未成年後見	成年後見
開始の事由	①親権を行う者がいないとき(838①前) ②親権を行う者が管理権を有しないとき (838①後)	後見開始の審判があったとき(838②)
後見人の選任	①最後に親権を行う者の遺言による指定 (839 I 本) ②利害関係人の請求に基づく家庭裁判所の 選任(840 前)	家庭裁判所が職権で選任(843 I)
法人の後見人	可(840Ⅲ)	可(843Ⅳ)
後見人の員数	複数可(857 の 2) ※	複数可(843Ⅲ) ※
後見人の辞任	正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、辞任可(844)	

※ 後見人が数人ある場合の権限の行使等

	未成年後見	成年後見	
制限	財産に関する権限のみとする制限可(857 の 2Ⅱ)	不可	
行使	原則	共同行使(857 本)	単独行使
	例外	家庭裁判所による財産に関する権限につい て単独行使の定め(857 の 2Ⅲ)	家庭裁判所による共同行使の定め(859 の 2 I)

i 遺言の解釈

【H29-22】

Aがその子BにA所有の甲土地を遺贈する旨の遺言をした場合（以下では、この遺言を「遺言①」という。）と、Cがその子Dに遺産分割方法の指定としてC所有の乙土地を取得させる旨の遺言をした場合（以下では、この遺言を「遺言②」という。）との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、遺言①による遺贈を放棄することができるが、Dは、相続の放棄をすることなく、遺言②による財産の取得のみを放棄することはできない。

イ 遺言①による遺贈がAの配偶者Eの遺留分を侵害する場合には、Eはその遺留分を保全するのに必要な限度で減殺請求をすることができるが、遺言②による遺産分割方法の指定がCの配偶者Fの遺留分を侵害する場合には、その遺産分割方法の指定は遺留分を侵害する限度で当然に無効となる。

ウ Bは、登記をしなければ、甲土地の所有権の取得を第三者に対抗することができないが、Dは、登記をしなくても、乙土地の所有権の取得を第三者に対抗することができる。

エ BがAよりも先に死亡した場合には、遺言①による遺贈はその効力を生じないが、DがCよりも先に死亡した場合において、Dに子がいるときは、その子が乙土地の所有権を取得する。

オ Aは、Bの同意を得なければ、遺言①を撤回することができないが、Cは、Dの同意を得なくても、遺言②を撤回することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[H5-20]

特定遺贈を受けた相続人と相続分の指定を受けた相続人の地位の異同に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 特定遺贈を受けた相続人も、相続分の指定を受けた相続人も、その遺贈又は指定された相続分は、他の相続人の遺留分を侵害する場合には、その相続人による遺留分減殺請求に服する。
- 2 特定遺贈を受けた相続人は、遺贈を受けた財産の価額が法定相続分を下回っている場合は、法定相続分に達するまで、他の相続財産を取得することができるが、相続分の指定を受けた相続人は、その相続分が法定相続分を下回っている場合でも、その指定された相続分に従って、相続財産を取得するにとどまる。
- 3 特定遺贈を受けた相続人も、相続分の指定を受けた相続人も、当該遺贈又は相続の放棄をすることができる。
- 4 他の相続人が相続の放棄をした場合、特定遺贈を受けた相続人の法定相続分は増加するが、相続分の指定を受けた相続人の指定相続分に変更は生じない。
- 5 特定遺贈を受けた相続人は、その遺贈された財産の価額がすべての相続財産に占める割合に応じて相続債務を承継し、相続分の指定を受けた相続人は、指定された割合に応じて相続債務を承継する。

j 遺留分

【H29-23】

次の事例における次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

【事例】

Aは、平成 27 年 4 月 1 日、死亡したが、その生前に、以下のとおり、財産の処分をしていた。なお、Aの相続人は、子である C 及び D の 2 名のみであり、Bは、Aの相続人ではない。また、各不動産の価額は、Aの死亡時における評価額であり、その後に価額の変動はないものとし、Aの死亡当時、Aには他に遺産はなく、債務もなかったものとする。

- ・ Aは、平成 20 年 4 月 1 日、B に対し、現金 1000 万円を贈与した。Bは、この当時、この贈与が遺留分権利者に損害を加えることを知らなかった。
- ・ Aは、平成 24 年 4 月 1 日、C に対し、自己の所有する甲土地（2000 万円）を贈与した。Cは、この当時、この贈与が遺留分権利者に損害を加えることを知らなかった。
- ・ Aは、平成 25 年 5 月 1 日、C に対し、自己の所有する乙土地（1000 万円）及び丙土地（1000 万円）を遺贈する旨の遺言をした。

ア Dは、B に対し、遺留分減殺請求権を行使して、贈与を受けた金銭のうち 250 万円の返還を求めることができる。

イ Dは、C に対し、遺留分減殺請求権を行使して、甲土地の 2 分の 1 の持分について所有権の移転の登記を求めることができる。

ウ Dは、C に対し、遺留分減殺請求権を行使して、乙土地の 2 分の 1 の持分及び丙土地の 2 分の 1 の持分についてそれぞれ所有権の移転の登記を求めることができる。

エ Cが、Aの死亡後に乙土地及び丙土地をEに譲り渡し、それぞれについて所有権の移転の登記をしていた場合には、Eが譲渡の時に遺留分権利者に損害を加えることを知っていたかどうかにかかわらず、Dは、C に対し、遺留分減殺請求権を行使して、1000 万円の支払を求めることができる。

オ Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、C に対し、当該遺贈について遺留分減殺請求権を行使することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

[H16-22]

次の事例における遺留分減殺請求権についての後記1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、財産の価額は、Aの死亡時における評価額とし、その後に価額の変動はないものとする。また、特に記載がある場合を除き、Aは、その死亡当時、乙動産及び丙建物以外に財産を有しておらず、債務も負担していなかったものとする。

(事例)

- ① Aは、平成23年2月1日、Bに対して自己の所有する甲土地(1,000万円)を贈与した。
- ② Aは、同年4月1日に死亡した。Cは、遺贈によりA所有の乙動産(100万円)を取得し、Dは、遺贈によりA所有の丙建物(500万円)を取得した。
- ③ B、C及びDは、いずれもAの相続人ではなく、Aの子であるEがAの唯一の相続人である。
 - 1 Aが、その死亡当時、2,000万円の預金債権を有していたとすると、Eの遺留分は、侵害されていないことになる。
 - 2 Eは、C及びDに対する遺贈を減殺した後でなければ、Bに対して遺留分減殺請求権を行使することができない。
 - 3 Cが乙動産をFに譲り渡していた場合には、Eは、遺留分減殺請求権の行使として、Cに対して100万円の支払を求めることができる。
 - 4 EがDに対して遺留分減殺請求権を行使した場合には、Dは、Eに対して500万円を支払うことにより、丙建物の返還義務を免れることができる。
 - 5 Aが、その死亡当時、1,000万円の債務を負担していたとすると、Eは、Bに対して遺留分減殺請求権を行使することができない。

(3) 刑法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	H23-25-ウ	H23-25-オ	S57-28-3	S58-26-5	
	25		H18-27-イ	H25-25-ウ	S60-25-3	H21-25-ア
	26	H9-25-ア	未登記建物:H7-25-3		H9-25-イ	H7-25-1

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

[財産罪の出題実績]

H12	窃盗罪	H21	詐欺罪
H13	強盗罪	H22	強盗罪
H14	詐欺罪	H23	窃盗罪
H15	不動産侵奪罪	H24	—
H16	窃盗罪	H25	—
H17	恐喝罪	H26	詐欺罪
H18	詐欺罪	H27	強盗罪
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H28	窃盗罪
H20	窃盗罪, 横領罪	H29	横領罪等

c 長期間隔論点の出題

H29-24 (住居侵入罪等)

- cf. H28-24 (間接正犯), H28-26 (国家的法益に対する罪), H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

③ 対 策

a 事例問題への対策

b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

平成 28 年 6 月 1 日施行

④ 特別検討事項

無

(4) 会社法及び商法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27					本店：H25-27-ア
	28					
	29				自己株式：H25-29-エ 自己新株予約権：H23-29-エ	
	30	(H22-30-ア)				H25-31-エ
	31					
	32		H25-33-イ	(H18-28-ウ)		H19-32-エ
	33	作成：H19-32-オ (合名会社) 公告：H20-35-オ	H24-33-ウ	H25-34-オ		
	34					
	35		(H21-35-イ)	H15-pm31-オ		H21-35-ウ

* 出題実績は、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

※ 第 29 問、第 34 問及び第 35 問は、ア～オではなく、1～5 である。

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく出題は H18 からであるが、H29 までの 12 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

[会社法の頻出論点]

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27, H29-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29, H29-28, H29-29
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31, H29-30, H29-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32, H29-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32, H29-33
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33, H29-34

b 商法の9年連続出題

H29-35 (商号)

cf. H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35(商行為), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-35(問屋及び商事仲立人), H21-35(商人)

c 判例趣旨問題の出題

無

cf. H28-28 (株式の担保化), H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32(会社法 429 条 1 項の法意), H25-35(商行為), H24-30(利益相反取引), H24-32(事業譲渡), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-31(表見取締役の責任), H22-34(会社法上の訴え), H21-35(商人)

d 平成 26 年会社法一部改正の出題

H29-pm30-7	<p>取締役会設置会社における，株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行による変更の登記に関して，定款に「当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を要する。」旨の定めがある会社が，募集株式を引き受けようとする者と総数引受契約を締結した場合には，募集株式の発行による変更の登記の申請書には，定款に別段の定めがあるときを除き，総数引受契約を承認した株主総会の議事録を添付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">[×]</p>
H29-pm31-1	<p>新株予約権の無償割当てをする場合において，株主に割り当てる新株予約権の行使期間の末日が，株主及びその登録株式質権者に対する当該新株予約権の内容及び数の通知の日から 2 週間を経過する日前に到来するときは，新株予約権の行使期間の延長による変更の登記を申請しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">[×]</p>

- cf. H28-27-エ（設立時の払込みの仮装），H28-30-オ（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計），H28-31（監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同），H28-33-エ（詐欺的な会社分割），H28-34（特定責任追及の訴え），H28-pm31-イ（譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認），H28-pm31-ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行）
- cf. H27-30-イ（監査役の監査の範囲の登記），H27-pm29-イ（監査役による会計監査人の解任議案の決定に係る書面の添付の要否）

e 会社法の立案担当者の見解の出題

H29-27-7	発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、発起人が引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを受けた銀行は、当該株式会社の成立前に発起人に払込金の返還をしても、当該払込金の返還をもって成立後の株式会社に対抗することができない。	相澤等・論点解説 P30
H29-29-1	株式会社が、株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得する場合には、株主総会の決議によらなければならない。また、新株予約権者との合意により当該株式会社の新株予約権を有償で取得する場合にも、株主総会の決議によらなければならない。	相澤等・論点解説 P248
H29-29-2	株式会社が当該株式会社の株式の取得により株主に対して交付する金銭の総額はその取得が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならず、また、当該株式会社が当該株式会社の新株予約権の取得により新株予約権者に対して交付する金銭の総額もその取得が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。	相澤等・論点解説 P231
H29-29-5	自己株式を処分する場合には募集事項を決定しなければならないが、自己新株予約権を処分する場合には募集事項を決定することを要しない。	相澤等・論点解説 P237

cf. H28-27-エ, H28-28-7, H28-32-4, H28-32-5, H28-33-7, H28-33-エ

③ 対策

a 会社法の正確な理解と暗記

b 商法の対策

c 旧商法下の判例の理解と暗記

d 平成 26 年の会社法一部改正

平成 26 年の会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H28-am31】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-7, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の実任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の実任の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

④ 特別検討事項

a 問題開始前の注書き

[会社法等の問題開始前の注書きの有無及びその内容]

	会社法	商業登記法
H18	<p>【注】</p> <p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。</p>	<p>【注】</p> <p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。</p>
H19	—	—
H20	<p>第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。</p>	—
H21	—	—
H22	—	<p>第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。</p>
H23 ～ H29	<p>第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。</p>	—

b 補欠の監査役

【H29-23】

次の対話は、補欠の監査役に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする旨の定款の定めがない場合であっても、この補欠の監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時まで短縮することができますか。

学生：ア そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがない場合には、株主総会の決議によっても、その補欠の監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時まで短縮することはできません。

教授： それでは、そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合には、この補欠の監査役の任期はどうなりますか。

学生：イ そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合において、選任の際に、株主総会の決議によって、その監査役が補欠であってその任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする旨が定められたときは、その補欠の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

教授： 次に、株主総会の決議によって、会社法又は定款で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の監査役を選任することができますが、例えば、5名以内の監査役を置くという定款の定めがある監査役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役でもない監査役1名が死亡したときは、補欠の監査役は、監査役に就任することができますか。

学生：ウ いいえ。会社法で定めた監査役の員数及び定款で定めた監査役の員数をいずれも満たしているので、補欠の監査役は、監査役に就任することができません。

教授： それでは、A社の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、常勤の監査役ではない社外監査役1名が死亡したときは、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができますか。

学生：エ はい。会社法で定めた社外監査役の員数を満たしていないので、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができます。

教授： 最後に、A社の5名の監査役のうち、1名だけが社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役である場合において、その常勤の監査役が死亡したときは、補欠の監査役は、監査役に就任することができますか。

学生：オ はい。会社法上、監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならないので、補欠の監査役は監査役に就任することができます。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

[補欠として選任された監査役の任期の短縮に関する会社法の要件 [H20 記述, H23 記述]]

会社法 336 条 3 項の規定により補欠の監査役の任期を短縮するためには、その旨の定款の定めがあることのほか、次の要件を充足しなければならない。

- ① 監査役が欠けた場合又は会社法もしくは定款で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合であること（前任者の任期中に補欠者を予選する場合に限る。）。
- ② その後任者として選任されること。
- ③ 任期を前任者の残存任期として選任されること。

以下、①から③までの要件について検討する。

(1) 監査役が欠けた場合又は会社法もしくは定款で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合であること（①の要件）。

この要件は、前任者の任期中に補欠者を予選する場合に限って、問題となる。すなわち、会社法 336 条 3 項の規定は、同法 329 条 3 項とは異なり、監査役が欠けた場合又は会社法もしくは定款で定めた監査役の員数を欠くこととならない場合（ある監査役の退任後に補欠者を選任した場合）にも、適用される。

「監査役が欠けた場合」とは、監査役が 1 人もいなくなった場合をいい、「会社法で定めた監査役の員数が欠けた場合」とは、監査役会設置会社における監査役が 3 人を欠いた場合をいい、「定款で定めた監査役の員数が欠けた場合」とは、監査役につき定款で法律上の最低員数以上の最低員数を定めた場合において、当該定款上の最低員数を欠く場合をいう（相澤等・論点解説 P305）。

したがって、例えば、「監査役は、5 名以下とする」旨の定款の定めのある監査役会設置会社において、5 名いた監査役のうち 1 名が死亡し、予選された者をもって 1 名を補充する場合には、この要件を充足しないため、監査役に就任することができない（相澤等・論点解説 P442）【H29-31-ウ】。これに対して、例えば、「監査役は、5 名以下とする」旨の定款の定めのある監査役会設置会社において、4 名いた監査役（社外監査役は、このうち 2 名）のうち社外監査役 1 名が死亡し、予選された社外監査役 1 名を補充する場合には、社外監査役に就任することができる（松井・ハンドブック P442）【H29-31-エ】。これは、員数の解釈において、社外監査役という属性が考慮されることを意味している。

なお、例えば、「監査役は、5 名以下とする」旨の定款の定めのある監査役会設置会社において、4 名いた監査役（社外監査役は、このうち 2 名）のうち社外監査役ではない常勤監査役 1 名が死亡し、予選された常勤監査役 1 名を補充する場合には、常勤監査役に就任することができない（松井・ハンドブック P442・443）【H29-31-オ】。

(2) その後任者として選任されること（②の要件）。

補欠の監査役は、前任者の後任として選任されなければならない。

会社法においては、監査役が 1 名のみの株式会社において当該監査役が任期中に退任した場合や、複数の監査役の全員が任期中に退任した場合であっても、会社法 336 条 3 項の規定により補欠の監査役の任期を短縮することができる（平 18.9.6 民総 2051 号、登記研究 700 号 P200）。

(3) 任期を前任者の残存任期として選任されること (③の要件)。

会社法 336 条 3 項の規定により補欠の監査役の任期を短縮するには、定款の定めがあるとしても、具体的な選任決議の際に、被選任者が補欠の監査役であり、その任期を前任者の残存期間とすることを明示しなければならない(松井・ハンドブック P440・441)【H29-31-イ】。

したがって、「監査役を 2 名以上置く」旨の定款の定めのある株式会社において、2 名いた監査役のうち 1 名が死亡し、2 名を補充する場合において、選任決議の際にいずれが補欠の監査役であるかを明示しないときは、いずれも補欠の監査役には該当せず、会社法 336 条 3 項の規定により補欠の監査役の任期を短縮することはできない(昭 49.8.14 民四 4637 号。明示的に補充に係る 1 名を補欠の監査役とし、他の 1 名を増員の監査役として選任することは可能である。)

(5) 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法**① 出題実績**

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H22-1-イ	H27-4-エ	H26-1-イ		H24-1-ア
	2	H2-4-5		H11-5-5		
	3				H17-5-ウ	
	4		H16-4-オ		H24-2-ウ	
	5	H12-5-イ	H20-5-ア			H20-5-オ
	6	H25-6-イ	H9-7-4		H14-7-ア	H25-6-ウ
	7	H24-7-ア		H20-7-エ		H20-7-ウ

② 出題傾向**a 過去問レベルの知識の出題****b 判例趣旨問題の出題**

H29-4

cf. H28-1, H28-2, H28-3, H28-5, H28-6

c 近年の改正法の出題

③ 対 策

- a 過去問の徹底的な演習と分析
- b 判例の理解と暗記
- c 未出の改正事項の習得

[近年の改正法からの出題(民事訴訟法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	H29-3-オ (和解に代わる決定)
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事保全法)]

改正年	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H28-6-エ, H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

[近年の改正法からの出題(民事執行法)]

改正年	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H29-7, H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	—
	H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成
最低売却価額制度の見直し		—
その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置		H19-7-オ
少額訴訟債権執行制度		—
扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度		H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

④ 特別検討事項

a 告知

H29-3-イ	裁判所は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができるが、その和解条項の定めは、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日に出頭した当事者双方に対する告知によってしなければならない。 [×]
H29-3-オ	和解に代わる決定は、口頭弁論の期日に出頭した当事者双方に対する告知によってしなければならない。 [×]
H29-5-ウ	支払督促の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。 [○]

b 一部請求

【H29-4-エ】

Aは、Bに対し、一個の金銭債権の数量的な一部請求であることを明示して、その金銭の支払を求める訴えを提起したが、その請求を棄却する判決が確定した。この場合において、AがBに対し、その訴えに係る金銭債権と同一の金銭債権に基づいて残部の金銭の支払を求める訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。 [○]

[一部請求に関する判例]

前訴で 30 万円の損害賠償請求権のうち 10 万円を請求し、8 万円の限度で認容判決を受けた原告が、残額 20 万円の請求をした事案につき、一部請求である旨を明示した場合には、訴訟物は当該一部であり、判決の効力は残部の請求に及ばない（最判昭 37. 8. 10）。

X が前訴で Y₁、Y₂ の兩名に対して 45 万円の契約上の債務の履行を求め、分割債務として 22 万 5,000 円ずつの全部勝訴判決を得た後、被告らの債務は連帯債務であったとして、Y₁ に対して残額 22 万 5,000 円を請求した事案につき、訴訟物の全部としてある金額を請求して勝訴の確定判決を得た後に、当該請求を一部であると主張して残部を請求することは許されない（最判昭 32. 6. 7）。

一部請求である旨を明示した場合には、時効中断の効力は当該一部についてのみ生じる（最判昭 34. 2. 20）。この場合において、残部については、裁判上の請求に準ずる消滅時効の中断の効力は生じないが、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる（最判平 25. 6. 6）。

一部請求である旨が明示されていない場合には、債権の同一性の範囲内でその全部に時効中断の効力が及ぶ（最判昭 45. 7. 24）。

不法行為による損害賠償請求権の一部請求訴訟において、過失相殺をするに当たっては、損害の全額から過失割合による減額をし、その残額が請求額を超えないときは当該残額を認容し、残額が請求額を超えるときは請求全額を認容することができる（外側説。最判昭 48. 4. 5）。

金銭債権の一部請求について相殺の抗弁が主張された場合の審理判決の方法につき、過失相殺の場合（前掲最判昭 48. 4. 5）と同様の処理をすべきである（外側説。最判平 6. 11. 22）。

金銭債権の数量的一部請求で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない（最判平 10. 6. 12）。

別訴において一部請求をしている債権の残部を自働債権として相殺の抗弁を主張することは、特段の事情の存しない限り、許される（最判平 10. 6. 30）。

(6) 司法書士法及び供託法**① 出題実績**

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	(S59-9-5)	H25-8-エ	H25-8-イ	H21-8-イ	H25-8-オ
	9	H20-10-エ	H24-9-オ	H20-11-ウ	H24-9-ア	H24-9-ウ
	10	H21-10-ア	H22-11-ウ	H23-11-エ	H22-11-オ	H16-11-ア
	11			H10-11-3	H10-11-4	

② 出題傾向**a 司法書士法**

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

H29-8

cf. H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対 策

a 司法書士法

- (a) 司法書士法の理解と暗記

- (b) 平成 11 年度以前の過去問

b 供託法

- (a) 上記論点の理解及び暗記

- (b) 供託規則の改正

[未出の供託規則の改正]

<p>平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)</p>	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる(供託規 13 条の 3 第 1 項前段)。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない(供託規 23 条の 2 第 1 項)。</p>
<p>平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる(供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)</p>	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる(供託規 26 条 3 項 2 号)。</p>
<p>平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入(供託規 18 条)又は供託金の提出(同規 20 条 1 項)に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる(同規 20 条の 4 第 1 項)。</p>

④ 特別検討事項

無

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H16-17-イ			H15-22-イ	H24-17-4
	13			(H26-15-イ)		
	14	H21-17-ア		H6-22-1	H14-16-ア	H24-21-5
	15		H13-11-オ		H21-24-エ	
	16	(H11-19-オ)	H19-12-オ		H25-17-3	H15-21-5
	17		S60-26-3	H19-16-ウ		
	18					H19-21-ウ
	19	H15-27-ウ	H15-25-エ	(H1-am22-5)		H14-17-イ
	20		H17-12-ウ	H19-13-エ	H20-24-イ	H25-17-1
	21				S58-23-2	H24-22-イ
	22	H25-22-1	H17-27-エ	(H5-20-2)	H11-19-ウ	
	23		H17-36			H25-19-イ
	24	H17-20-エ	H8-27-ウ	H13-13-イ		H10-15-ウ
	25		H24-22-ウ	H19-19-オ	(H16-27-ウ)	S61-15-4
	26			H23-21-オ	(H21-20-エ)	H24-13-オ
27			(H18-24-ウ)			

※ 第23問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

【不動産登記法の頻出論点】

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24, H29-19, H29-20
抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22
根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23
用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21, H29-22
登 録 免 許 税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27, H29-27
登記上の利害関係 を有する第三者	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24, H29-24, H29-25
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20
信 託 の 登 記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27, H29-26
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

H29-13（登記原因証明情報）、H29-15（官公署が行う登記の申請又は嘱託）、H29-17（原本の還付）

cf. H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf. H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）

cf. H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

【H29-13】

登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち、第2欄の情報が第1欄の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報にならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	収用による所有権の移転の登記	権利取得裁決に係る補償金の受領書
イ	遺贈者の死亡により包括受遺者であるAとBとを登記名義人とする所有権の移転の登記がされた後、所有権の登記名義人をBのみとする所有権の更正の登記	AがBに対して送付した包括遺贈の放棄をする旨の意思表示が記載された内容証明郵便
ウ	根抵当権者が単独で申請する根抵当権の元本の確定の登記	根抵当権の債務者について破産手続を開始する旨の記載のある官報公告
エ	不動産登記法第70条第3項前段の規定に基づく抵当権の登記の抹消	抵当権の被担保債権に係る借用証書
オ	不動産登記法第70条第3項後段の規定に基づく質権の登記の抹消	不動産質権者である株式会社の清算結了を証する閉鎖事項証明書

(参考)

不動産登記法

第70条 登記権利者は、登記義務者の所在が知れないため登記義務者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第99条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

2 (略)

3 第1項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報として政令で定めるものを提供したときは、第60条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関する登記の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から20年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

c 出題形式の充実

H29-13, H29-27 (以上, 表形式問題)

cf. H28-13 (表形式), H28-15, H28-20 (以上, 登記記録問題), H28-21 (メモによる登記記録問題),
H28-22 (表形式問題)

cf. H27-14, H27-15, H26-14 (以上, 表形式問題), H26-19, H26-22, H26-23, H25-16, H25-20,
H25-21 (以上, 登記記録問題), H25-23 (表形式問題), H25-24 (登記記録問題), H25-27, H24-13 (以
上, 表形式問題), H24-18, H24-20 (以上, 登記記録問題), H24-21 (表形式問題), H24-23 (登記記
録問題)

* 登記記録問題には, ある登記記録の記録を前提とするもののほか, 完了後の登記記録の記録を問うも
のもある (H24-18)。

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは, 不動産登記法, 不動産登記令, 不動産登記規則, 不動産登記事務
取扱手続準則, 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17. 2. 25 民二 457
号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21. 2. 20 民二 500 号)をいう。

④ 特別検討事項

a 相続を登記原因とする持分の移転の登記の1申請情報申請

後掲 [平 11. 7. 14 民三 1414 号等の解説] 参照

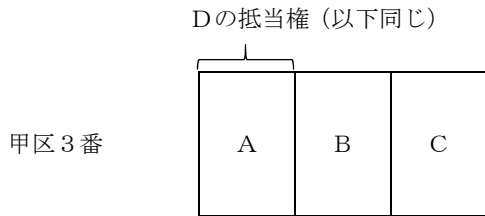
【H29-12-7】

Aが甲区3番及び甲区4番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする建物について、甲区3番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aが死亡したことにより相続を登記原因とするAの持分の全部の移転の登記を申請するときは、一の申請情報でなければならない。 [○]

b 難易度の低い設問に含まれる罨

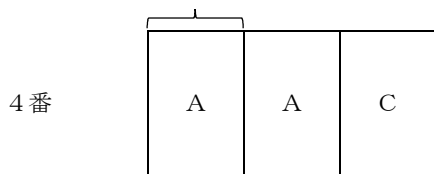
H29-pm14-エ	甲不動産について、乙区1番にAを、乙区2番にBをそれぞれ登記名義人とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの抵当権が弁済により消滅したときは、Bは、甲不動産の所有権の登記名義人であるCと共同して、Aの抵当権の登記の抹消を申請することができる。 [×]
H29-am20-オ	AとBは婚姻した際にBの氏を称することとしたが、その後AとBが離婚した場合には、Aは、離婚の日から3か月以内であれば、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を称することができる。 [×]

[平 11.7.14 民三 1414 号等の解説]



BがAに売却

B持分全部移転

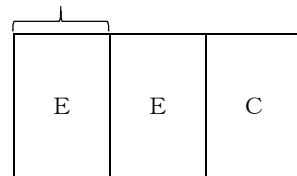
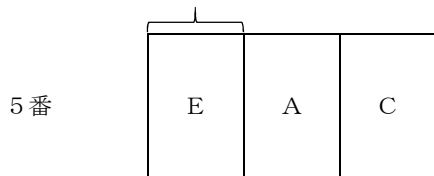


AがEに売却

EがAを相続

A持分一部 (順位 3 番で登記した持分) 移転

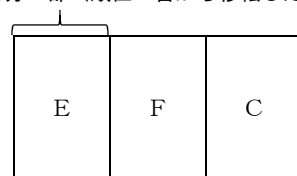
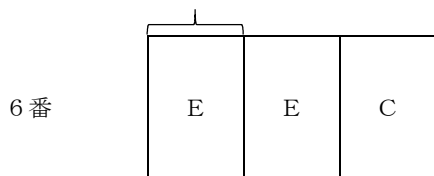
A持分全部移転



EがFに抵当権付きでない持分を売却

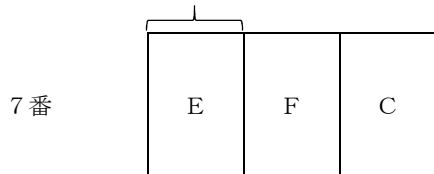
A持分全部移転

E持分一部 (順位 4 番から移転した持分) 移転



EがFに抵当権付きでない持分を売却

E持分一部 (順位 6 番で登記した持分) 移転



○ 近年の登記先例等からの出題

後掲<近年の不動産登記法の重要先例>参照

H29-16-㉔	<p>被相続人Aの相続人がB及びCである場合において、相続開始後にBが破産手続開始の決定を受け、その後Aの相続財産についてCから遺産分割調停が申し立てられ、Bの破産管財人Dが当事者となって遺産分割調停が成立し、その調停調書の正本を提供して相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Dが遺産分割調停に参加することについての破産裁判所の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">[×](平 22. 8. 24 民二 2077 号)</p>
H29-16-㉕	<p>被相続人Aの相続人がB及びCである場合において、相続開始後にBが破産手続開始の決定を受け、その後Aの相続財産についてCとBの破産管財人Dが当事者となって遺産分割協議をし、その協議に基づく相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Dが遺産分割協議に参加することについての破産裁判所の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">[○](平 22. 8. 24 民二 2077 号)</p>
H29-19-㉑	<p>Bは、Aの唯一の相続人として、配偶者及び妹としての相続人の資格を併有していたが、配偶者としては相続を放棄し、妹としては相続を放棄しなかった場合において、Bは、その旨を明らかにした添付情報を提供して、相続を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請することができる。</p> <p style="text-align: right;">[○](平 27. 9. 2 民二 363 号)</p>
H29-20-7	<p>甲不動産の所有権の登記名義人であるAが遺言を作成して死亡した。Aは、平成 25 年 2 月 22 日、Aの子Bに甲不動産を相続させる旨の遺言をしたが、平成 26 年 4 月 19 日、当該遺言を全て取り消し、Aの子Cに甲不動産を相続させる旨及び遺言執行者をDとする旨の遺言をした後に死亡し、さらにその後、Bが、平成 25 年 2 月 22 日付け遺言を提供して相続を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記の申請をし、当該所有権の移転の登記がされた。この場合において、Dは、Bに対し、当該所有権の移転の登記の抹消登記手続を求める訴えを提起し、これを認容する判決が確定したときは、当該判決書の正本を提供して当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。</p> <p style="text-align: right;">[○](最判平 11. 12. 16)</p>

d 権利能力なき社団**【H29-12-ウ】**

権利能力なき社団の構成員全員に総有的に帰属する建物について、当該建物の所有権の登記名義人である旧代表者Aが死亡した場合において、当該社団が、Aの相続人全員を被告として、新代表者Bへの所有権の移転の登記手続をすることを求める訴えを提起し、当該訴えを認容する判決が確定したときは、Bは、当該判決に基づき、「権利者 B」を申請情報の内容とする所有権の移転の登記を申請することができる。 [○]

[権利能力なき社団関係の出題実績]

H23-26-オ	<p>地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。</p>							
H24-12	<p>いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生 A 及び学生 B が以下の見解を有している。</p> <p>学生 A の見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解</p> <p>学生 B の見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解</p> <p>次のアからオまでの記述は、学生 A 又は学生 B の一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生 B の見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>(以下省略)</p>							
H26-20-ウ	<p>権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者である A が個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、A が死亡した後に当該社団の新たな代表者として B が就任し、B を登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提として A の相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。</p>							
H27-15-7	<p>登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄に掲げる事由が生じた場合に、第 2 欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。</p> <p>なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成 27 年 7 月 1 日に、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。</p> <table border="1" data-bbox="289 1244 1204 1489"> <thead> <tr> <th data-bbox="289 1244 367 1290"></th> <th data-bbox="367 1244 1012 1290">第 1 欄</th> <th data-bbox="1012 1244 1204 1290">第 2 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="289 1290 367 1489">ア</td> <td data-bbox="367 1290 1012 1489"> <p>権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者である A が個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成 27 年 7 月 1 日、A に加えて、新たに B 及び C が当該社団の代表者に就任した。</p> </td> <td data-bbox="1012 1290 1204 1489"> <p>平成 27 年 7 月 1 日委任の終了</p> </td> </tr> </tbody> </table>			第 1 欄	第 2 欄	ア	<p>権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者である A が個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成 27 年 7 月 1 日、A に加えて、新たに B 及び C が当該社団の代表者に就任した。</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日委任の終了</p>
	第 1 欄	第 2 欄						
ア	<p>権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者である A が個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成 27 年 7 月 1 日、A に加えて、新たに B 及び C が当該社団の代表者に就任した。</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日委任の終了</p>						
H28-17-ウ	<p>甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。</p>							

関連判例等

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平 22. 12. 1 民二 3015 号）。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭 47. 6. 2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26. 2. 27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平 26. 2. 27）。
- * この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの 1 人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者 A に対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者 A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭 47. 6. 2）、上記の主文は、A の個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものとして解すべきであるとしている。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	(S59-37-2)				H3-37-5
	29		H25-30-ア		H20-33-オ	H20-33-ア
	30			H23-31-オ		
	31		H19-am30-イ			
	32			H24-30-イ		
	33			H22-am32-ア		
	34					
	35				H22-35-ア	

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく商業登記法の出題は、H18 からであるが、H29 までの 12 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

[商業登記法の頻出論点]

総論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28
設立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29, H29-28
株式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31, H29-30
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30, H29-32
持分会社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34, H29-33
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35

b 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

H29-35 (一般財団法人)

cf. H28-35 (一般社団法人), H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

○ 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社（特例有限会社を除く）	株式会社以外（特例有限会社を含む）
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3
H29	6	2

※1 登記の更正に関する第 31 問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第 35 問は、設問が合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第 33 問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 商業登記規則の改正

H29-33-オ（合同会社の職務執行者についての婚姻前の氏の記録），H29-37（本人確認証明書の添付）

cf. H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載），H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付），H28-37（本人確認証明書の添付）

cf. H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届），H27-37（本人確認証明書の添付）

④ 特別検討事項

a 仮会計監査人の論点

H29-32-ウ	一時会計監査人の職務を行うべき者に関する登記がされている場合において，会計監査人の就任による変更の登記がされたときは，登記官の職権により，一時会計監査人の職務を行うべき者に関する登記を抹消する記号が記録される。 [○]
H29-32-エ	唯一の会計監査人が資格喪失により退任する前に，監査役会の決議によって一時会計監査人の職務を行うべき者を選任した場合には，当該監査役会の議事録を添付して，一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請をすることができる。 [×]

〔仮会計監査人関係論点〕

①	選任機関	会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）は、仮会計監査人を選任しなければならない（会社法 346 条 4 項・6 項～8 項）。
②	予 選	仮会計監査人は、現に会計監査人に欠けた後でなければ、選任することはできない（小川等・通達準拠 P214）。
③	任 期	仮会計監査人には、会計監査人の任期に関する規定（会社法 338 条）は適用されないため（登記情報 538 号 P27）、仮会計監査人が選任された後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会で別段の決議がされなかったときでも、当該仮会計監査人について重任の登記を申請することはできない。また、任期満了による退任の登記を申請することもできない。
④	退 任	仮会計監査人は、株主総会において、正規の会計監査人が選任されれば、その時点でその地位を失う（松井・ハンドブック P472）。仮会計監査人に関する登記は、正規の会計監査人の就任の登記をしたときは、登記官は、職権で、抹消する記号を記録しなければならない（商登規 68 条 1 項）。

b 職務執行者

【H29-33-1】

代表社員が法人である合同会社が解散し、当該代表社員が代表清算人になる場合において、当該代表社員の職務執行者が引き続き代表清算人の職務執行者になるときは、清算人及び代表清算人の登記の申請書には、職務執行者の選任に関する書面及び当該職務執行者が就任を承諾したことを証する書面を添付することを要しない。 [×]

* 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を社員に通知しなければならない（会社法 654 条 1 項）。

このことは、代表社員の職務執行者が代表清算人の職務執行者となる場合も同様であり、代表社員の職務執行者が当然に代表清算人の職務執行者となる旨の規定は存在しないため、代表清算人の職務執行者として新たに選任しなければならない（小川等・通達準拠 P328）。

(9) 不動産登記法(記述式問題)**① 出題傾向****a 申請回数**

3回

cf 複数回申請問題の出題：H28, H27, H23, H22, H19 (以上, 3回申請)

b 実質的混合型

H24 以降

cf H23 は, 実質的には文章型であり, H22 は, 実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

H29	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で, その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し, 登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 ----- 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ, ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題 (登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合)
H18	仮定問題 (登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合)

H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合）
	処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題
	ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題
	添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題
	申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提としてする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記（遺留分減殺）	H7

	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

* 添付情報の出題手法

② 対策

a 時間配分, 解答順序

b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実

記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

c 申請情報例の正確な暗記

d 合理的な解法

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである（答案用紙への記載が必要な登記に限る。）。

申請時	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人等
第 1	甲建物	2 番所有権登記名 義人住変更	H29. 6. 14 住所移転	申 甲野一郎
		2 番所有権更正	錯誤	権 甲野一郎 義 甲野花子, 甲野次郎, 甲野三郎 不通知
		1 番抵当権変更	H28. 10. 2 連帯債務者甲 野太郎の相続	権 (株)すみれ銀行(0100-01-123456) 義 甲野一郎 不通知
		1 番抵当権変更	H29. 6. 14 連帯債務者甲 野一郎の住所移転	権 (株)すみれ銀行(0100-01-123456) 義 甲野一郎 不通知
		1 番抵当権変更	H29. 6. 15 連帯債務者甲 野花子, 甲野次郎の債 務引受	権 (株)すみれ銀行(0100-01-123456) 義 甲野一郎 不通知
第 2		賃借権設定	H29. 6. 30 設定	賃 (株)ベイパスタ(0200-01-567890) 義 甲野一郎 不通知
		3 番賃借権の 1 番 抵当権, 2 番根抵当 権に優先する同意	H29. 6. 30 同意	権 (株)ベイパスタ(0200-01-567890) 義 (株)すみれ銀行(0100-01-123456) (株)わかば銀行(0100-01-654321)

[債権者代位によってされた相続登記について更正登記をする場合の代位者の承諾の要否]

共同相続人の一人に対して債権を有する債権者が当該一人の相続人に代位して共同相続人全員のための相続の登記を行うとともに、債務者である当該一人の相続人が相続した持分について差押えの登記を行った後、当該差押えの登記が抹消された場合において、当該相続の登記がされる前に共同相続人全員の間で持分を法定相続分と異なる割合とする遺産分割の協議が成立しており、登記された持分が実体と相違していたことが判明したときには、登記事項の一部について錯誤があるとして、更正の登記をすることができるところ、昭和 39 年 4 月 14 日付け民事甲第 1498 号民事局長通達及び大判大正 9 年 10 月 13 日民抄録 89 卷 22000 頁では、債権者が代位により行った相続の登記について、当該債権者が知らないうちに相続人が更正の登記を行うと代位の目的を達成することができなくなることから、当該債権者は登記上の利害関係を有する者に当たり、その承諾を要するものとされているものの、更正の登記に当たり既に代位による相続の登記を前提とする差押えの登記が抹消されている場合には、当該代位者は、登記記録上の利害関係を有する第三者には当たらず、その承諾は不要である（登記研究 788 号 P 123）。

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題：H28～H26, H24, H23, H21, H20

b 登記不可事項の出題

問 意	登記不可事項	出題実績
無	無	H21
有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28, H29 ※1
有	無	—
無	有	H26, H27 ※2

※1 H29においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。

※2 H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記、H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

c 未出論点の出題

会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されることがない論点が出題される。

d 既出論点の出題

H29	本店移転（管轄内本店移転）	H26, H23（以上、管轄外本店移転）
	公開会社化（非譲渡制限株式会社でない株式を発行することによる公開会社化）	H24（通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化）
	支配人を置いた営業所移転（本店移転）	H25（支店移転）
	支配人の代理権消滅（解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否）	H25（後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否）
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定め廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20（登記不可事項）
H27	取締役会設置会社の定め設定	H24, H25
	監査役設置会社の定め設定	
	定款の任期に関する定め短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定設定	H23
	監査役設置会社の定め廃止	H19
H25	定款の任期に関する定め短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社（廃止）	H21（設定）、H20（設定：申請代理不可事項）
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

H29	解散及び清算人の就任
H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更（組織変更後会社：合同会社）
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

② 対策

- a 時間配分，解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
 主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年・平成 28 年商業登記規則改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである（答案用紙への記載が必要な登記に限る。）。

申請時	登記の事由
第 1	本店移転 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 取締役、代表取締役及び監査役の変更 支配人を置いた営業所移転
第 2	取締役の変更 平成 29 年 6 月 27 日清算人及び代表清算人の就任 支店廃止 解散

以 上

<民法の重要判例（平成 25 年 1 月～平成 29 年 4 月）>

1 平成 25 年

- ① 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる（最判平 25. 2. 26）。
- ② 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する（最判平 25. 2. 28）。
- ③ 明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- 明示の一部請求の訴えの提起は、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 催告から 6 箇月以内に再び催告をしても、第 1 の催告から 6 箇月以内に民法 153 条所定の措置を講じなかった以上は、消滅時効が完成し、この理は、第 2 の催告が明示の一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異ならない【H28-am6-エ】。（最判平 25. 6. 6）
- ④ 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する（最判平 25. 9. 13）【H29-am6-エ】。
- ⑤ 共有者が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消のために裁判上採るべき手続は共有物分割訴訟であり、その判決で遺産共有持分を有する者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消は遺産分割による。
- 遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決がされた場合には、賠償金の支払を受けた者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負う。
- 裁判所は、遺産共有持分の価格を賠償させる方法による共有物分割の判決をする場合には、同持分を有する各共有者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定め、持分取得者にその範囲に応じた賠償金の支払を命ずることができる。（最判平 25. 11. 29）
- ⑥ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される（最決平 25. 12. 10）。

2 平成 26 年

- ① 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない（最判平 26. 2. 14）【H28-pm6-7】。
- ② 権利能力のない社团は、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26. 2. 27）【H28-pm6-7】。
- ④ 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる（最判平 26. 1. 14、最判平 26. 3. 28）。
- ③ 時効期間の満了前 6 箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項が類推適用される（最判平 26. 3. 14）。
- ⑤ 子が実親の一方及び養親の共同親権に服する場合、民法 819 条 6 項の規定に基づき、子の親権者を他の一方の実親に変更することはできない（最判平 26. 4. 14）。
- ⑥ 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠(DNA検査)により明らかであり、かつ、次に掲げる事情のいずれかがあっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない（最判平 26. 7. 17 の 2 件の判例）。
- (a) 夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情
- (b) 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情

3 平成 27 年

- ① 事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有する（最判平 27. 2. 17）。
- ② 責任を弁識する能力のない未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車の運転者が転倒して負傷し、その後死亡した場合において、次の(a)から(c)までの事情の下では、当該未成年者の親権者は、民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである（最判平 27. 4. 9）。
- (a) 上記未成年者は、放課後、児童らのために開放されていた小学校の校庭において、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。
- (b) 上記サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものと

はみられない。

(c) 上記未成年者の親権者である父母は、危険な行為に及ばないよう日頃から通常のしつけをしており、上記未成年者の本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。

- ③ 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる（最判平 27.6.1）。
- ④ 保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平 27.11.19）。
- ⑤ 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれているという事実関係の下においては、その行為の一般的な意味に照らして、上記遺言書の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であり、民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる（最判平 27.11.20）。

4 平成 28 年

- ① 動機は、たとえそれが表示されても、当事者の意思解釈上、それが法律行為の内容とされたものと認められない限り、表意者の意思表示に要素の錯誤はないとする（最判平 28.1.12）。
- ② 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」（民法 714 条 1 項）に当たるとすることはできない（最判平 28.3.1）。

なお、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法 714 条 1 項が類推適用される（最判平 28.3.1）。

- ③ 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して 910 条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時である（最判平 28.2.26）。そして、910 条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る（最判平 28.2.26）。
- ④ いわゆる花押^{かおう}(注)を書くことは、押印の要件を満たさない（最判平 28.6.3）。
(注) 花押とは、署名の代わりに使用される記号・符号をいう。
- ⑤ 地上建物に対する仮差押えが本執行に移行して強制競売手続がされた場合において、仮差押えの時点で土地及び地上建物の所有者が同一であったときは、差押えの時点で土地が第三者に譲渡されていたとしても、法定地上権が成立する（最判平 28.12.1）。

- ⑥ 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平 28. 12. 19）。

5 平成 29 年

- ① 専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法 802 条 1 号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない（最判平 29. 1. 31）。
- ② 共同相続された定期預金債権及び定期積金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない（最判平 29. 4. 6）

＜近年の不動産登記法の重要先例＞

① 所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、Aの遺産の分割の協議がされないままBが死亡し、Bの法定相続人がCのみであるときは、CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く（平 28. 3. 2 民二 154 号）。

これに対して、所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる（平 28. 3. 2 民二 154 号）。

② 相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令別表の 22 の項の添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより、その謄本を提供することができないときは、戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされている（昭 44. 3. 3 民事甲 373 号）。しかしながら、上記回答が発出されてから 50 年近くが経過し、「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提出することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、本日以降は、戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え、除籍等（明治 5 年式戸籍（壬生戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとする（「他に相続人はない」旨の証明書の提供を要しない。平 28. 3. 11 民二 219 号）。

③ 被相続人の妻及び妹としての相続人の資格を併有する申請人が、相続を証する情報として、戸（除）籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書のほか、配偶者（妻）としての相続の放棄をしたことを確認することができる相続放棄申述書の謄本及び妹としては相続の放棄をしていない旨記載された印鑑証明書付きの上申書を提供してされた相続による所有権の移転の登記の申請は、受理して差し支えない（平 27. 9. 2 民二 363 号）。

④ 登記記録上存続期間が満了している地上権又は賃借権が区分建物の敷地権利用権である場合には、地上権等の存続期間の変更の登記を申請することが事実上困難なケースがあるため、当該存続期間の変更が法定更新（借地借家法 5 条 2 項）によるときは、一部の準共有者による保存行為（民法 252 条ただし書）としての登記の申請が認められ、地上権設定者全員とともに、地上権等の準共有者の一部の者から地上権等の存続期間の変更の登記を申請することができる（平 27. 1. 19 民二 57 号）。

- ⑤ 震災復興事業に基づく用地取得において、被災自治体が所有権の登記名義人等に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を囑託する場合に、相続の放棄を行った相続人がいるときは、相続の放棄があったことを証する情報として、相続放棄申述受理証明書に代え、これと同等の内容が記載された「相続放棄等の申述有無についての照会に対する家庭裁判所からの回答」を添付することができる（平 26. 4. 24 民二 265 号）。
- ⑥ 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため（農地法施行規則 15 条 5 号）、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24. 12. 14 民二 3486 号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。）。
- ⑦ 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平 24. 7. 25 民二 1906 号）。

以 上

<MEMO>

2017年合格目標 択一式対策講座【理論編】 ズバリの中表

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	164／175	93.7%（34問） ※1
午後の部	168／175	96.0%（35問） ※2
合計	332／350	94.8%（69問）

※1 正解できなかった問題は、個数問題である第3問である。

※2 正解できなかった問題は、存在しない。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない問題である。

設問の[]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

2 午前部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p96	憲・刑 p97	憲・刑 p101			
第2問			憲・刑 p254	憲・刑 p252	憲・刑 p248	憲・刑 p246	
第3問		憲・刑 p185		憲・刑 p176	憲・刑 p231	憲・刑 p231	
第4問	民 法	民 I p10	民 I p10	民 I p11	民 I p39	民 I p5, p7	
第5問		民 I p32	民 II p149	民 II p208	民 I p28	民 I p28	
第6問		民 I p79	民 I p88	民 II p53	民 I p82	民 I p77	
第7問		民 I p240	民 II p169	民 II p176		民 I p175	
第8問		民 I p112	民 I p109		民 I p116	民 I p104	
第9問		民 I p151	民 I p151	民 I p151・152	民 I p151	民 I p151	
第10問		民 I p163	民 I p188	民 I p189	民 I p192	民 I p195	
第11問		民 I p200	民 I p207, 225	民 I p219, p108	民 I p229	民 I p236	
第12問		民 I p254	民 I p252	民 I p251	民 I p252	民 I p252	
第13問		民 I p264	民 I p267	民 I p269	民 I p108, II p181	民 I p261・262	
第14問		民 I p288	民 I p290	民 I p292, 不登法 II p14	民 I p296	民 I p287	
第15問		民 I p299	民 I p317	民 I p303	民 I p299	民 I p311	
第16問		民 II p15	民 II p9	民 II p151	民 II p14		
第17問		民 II p21	民 II p18	民 II p21	民 II p18	民 II p23	
第18問			民 II p166	民 I p245		民 I p212	
第19問		民 II p216	民 II p216		民 II p215	民 II p216	
第20問		民 II p284	民 II p261	民 II p266	民 II p293	民 II p284	
第21問		民 II p311	民 II p320	民 II p313	民 II p320	民 II p312	
第22問		民 II p393, p367	民 II p382, p407	民 II p396, p362	民 II p394, p363	民 II p400	
第23問		民 II p406	民 II p406, p409	民 II p409	民 II p410	民 II p406	
第24問		刑 法	憲・刑 p492	憲・刑 p492	憲・刑 p492	憲・刑 p493	憲・刑 p491
第25問			憲・刑 p356	憲・刑 p351	憲・刑 p356	憲・刑 p357	憲・刑 p357
第26問			憲・刑 p508	憲・刑 p539	憲・刑 p544	憲・刑 p539	憲・刑 p547
第27問	会社法 商 法	会・商 p39・40	会・商 p26	会・商 p40	会・商 p54	会・商 p17	
第28問		会・商 p72	会・商 p73	会・商 p68	会・商 p65, 269	会・商 p64	
第29問		会・商 p104・105, p202	会・商 p358, p205	会・商 p120	会・商 p102, p178	会・商 p143, p178	
第30問		会・商 p282	会・商 p288	会・商 p292	会・商 p294, 285	会・商 p298	
第31問		会・商 p260	商登 p320	商登 p320	商登 p320		
第32問			会・商 p350・351	会・商 p349	会・商 p357	会・商 p354・355	
第33問		会・商 p422	会・商 p408	会・商 p420	会・商 p448	会・商 p412	
第34問		会・商 p519	会・商 p522	会・商 p477・478	会・商 p522	会・商 p521	
第35問		会・商 p638	会・商 p641	商登 p569		会・商 p641	

※ 第1問は、ア～オではなく、①～③である。

※ 第29問、第34問及び第35問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p22	民訴等 p172	民訴等 p61	民訴等 p84・85	民訴等 p23・24
第2問		民訴等 p108	民訴等 p51	民訴等 p50		民訴等 p51
第3問		民訴等 p205・206	民訴等 p210	民訴等 p152	民訴等 p216	民訴等 p217, p82
第4問		民訴等 p68・69	民訴等 p72		民訴等 p74	民訴等 p71
第5問		民訴等 p270	民訴等 p271	民訴等 p272	民訴等 p273	民訴等 p275
第6問	民保法	民訴等 p446	民訴等 p446	民訴等 p447	民訴等 p442	民訴等 p443
第7問	民執法	民訴等 p403	民訴等 p413	民訴等 p413	民訴等 p413	民訴等 p414
第8問	司書法	供・書 p216	供・書 p215	供・書 p261	供・書 p201	供・書 p216・217
第9問	供託法	供・書 p141	供・書 p133, 142	供・書 p131	供・書 p130・131, 139・140	供・書 p129
第10問		供・書 p75・76	供・書 p83	供・書 p96	供・書 p80	供・書 p74
第11問		供・書 p165, 133	供・書 p165	供・書 p165	供・書 p166	供・書 p166
第12問	不登法	不登 I p230	不登 I p341	不登 I p250	不登 I p176	不登 I p179
第13問		不登 I p256	不登 I p221	不登 II p68	不登 I p399	不登 I p399, p401
第14問		不登 II p148		不登 I p397	不登 I p398	不登 II p74, p77
第15問		不登 I p151	不登 I p370		不登 I p128	不登 I p151
第16問		不登 I p79	不登 I p79	不登 I p195	不登 I p195・196	不登 I p211
第17問		不登 I p80	不登 I p109	不登 I p111		
第18問		不登 I p80	民 II p321	不登 I p73	不登 I p94	不登 I p62
第19問		不登 I p196	不登 I p209	不登 I p196, 民 II p358	不登 I p192	不登 I p225
第20問		不登 I p207	不登 I p211	不登 I p212	不登 I p220	不登 I p188
第21問		不登 I p285	不登 I p283	不登 I p285	不登 I p290	不登 I p284
第22問		不登 I p303	不登 I p304	不登 I p304, 308	不登 I p91	不登 I p311
第23問		不登 II p205	不登 II p209	不登 II p205	不登 II p218	不登 II p212
第24問		不登 II p215	不登 II p151	不登 II p132	不登 II p157, p130	不登 II p142
第25問		不登 II p134	不登 II p128	不登 II p129	不登 II p132	不登 II p145
第26問		不登 II p108	不登 II p106	不登 II p109	不登 II p94	不登 II p98
第27問	不登 I p219	不登 II p152	不登 I p135	不登 II p100	不登 I p136	
第28問	商登法	商登 p78	会社 p23, 商登 p86	商登 p87・88	商登 p69	商登 p93
第29問		商登 p521	商登 p161	商登 p527	商登 p268	商登 p536
第30問		商登 p171	商登 p169	商登 p174	商登 p171	会社 p145
第31問		商登 p208	商登 p206	商登 p234・235	商登 p226	商登 p229
第32問		商登 p559	商登 p331	商登 p332	商登 p330	商登 p318
第33問		商登 p392	商登 p438	商登 p388	商登 p429	商登 p390
第34問		商登 p121	商登 p124	商登 p124・125		商登 p122
第35問		商登 p650	商登 p648	商登 p648	商登 p666	商登 p669

※ 第23問は、ア～オではなく、1～5である。